

からだの保険（傷害定額）

改定前			改定後		
<p>特定感染症危険補償特約</p> <p>(略)</p> <p>第3条（用語の定義） この特約において、下表に規定する用語は、それぞれ次の定義によります。</p>			<p>特定感染症危険補償特約</p> <p>(略)</p> <p>第3条（用語の定義） この特約において、下表に規定する用語は、それぞれ次の定義によります。</p>		
	用語	定義		用語	定義
①	特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症もしくは三類感染症または同 法第6 条第8項の規定に基づき政令で定める指定感染症(*1)をいいます。	①	特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症もしくは三類感染症、 <u>同条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り。）であるものに限り。）</u> または同条第8項の規定に基づき政令で定める指定感染症(*1)をいいます。
②	保険金	普通保険約款傷害定額条項およびこれに付帯される特約の規定により支払われる保険金のうち後遺障害保険金、入院保険金または通院保険金をいいます。	②	保険金	普通保険約款傷害定額条項およびこれに付帯される特約の規定により支払われる保険金のうち後遺障害保険金、入院保険金または通院保険金をいいます。
<p>(*1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限りです。</p> <p>(略)</p>			<p>(*1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限りです。</p> <p>(略)</p>		